

沼津市戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館移転整備基本計画策定業務委託
契約候補者選定に係るプロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

本施設には、地域の貴重な文化の保存、振興及び継承を図るためのさらなる利活用とともに、地域内にある関連する歴史資源や観光資源との連携を図り、地域の貴重な資産を市内外に発信していくことが求められている。

しかしながら、昭和44年に建てられた本施設は、建築から50年以上が経過し、経年劣化が顕著となっているだけでなく、現在の耐震基準を充たしていない公共施設であり、大規模地震による建物の倒壊等の危険性がある。また津波浸水想定区域内に所在し、有事の際には津波の直撃も想定されている。

令和3年3月に策定された沼津市個別施設計画では、本施設の「サービスは継続し、現在の場所からの移転を踏まえた更新について検討を進める」と方針が決定されたことから、令和3年度から4年度にかけて、戸田造船郷土資料博物館協議会において意見を伺い、「これからの博物館のあり方」としてとりまとめた。この「あり方」を踏まえ、令和5年度において沼津市戸田造船郷土資料博物館移転整備基本構想(以降、「基本構想」という。)の策定に着手し、令和6年9月に基本構想を策定するとともに、併設する「駿河湾深海生物館」と同時に移転する方針が示された。

本実施要領は、策定した基本構想を具現化するため、沼津市戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館移転整備基本計画策定業務委託に際し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される者を選定することを目的とする。

2 契約の概要

- (1) 業務名 沼津市戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館移転整備基本計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「沼津市戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館移転整備基本計画策定業務委託公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約金額 提案限度額6,050,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 問い合わせ・書類提出先

担当部署：沼津市教育委員会文化振興課（担当 筒井）

住所：静岡県沼津市戸田2710-1

担当：沼津市戸田造船郷土資料博物館

電話：0558-94-2384

E-mail：cul-zousen@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定

後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けてない者。
- (7) 過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）に国又は地方公共団体が発注した、展示面積 500 m²以上の新設である歴史系博物館（歴史、考古、民俗等の資料を研究、展示する博物館、博物館と類似の事業を行う施設）の基本構想業務又は基本計画業務を元請として受注し、履行した実績を有していない者。
- (8) 実施体制として、一級建築士又は二級建築士の資格を有するものを体制上に配置できない者。

5 契約候補者選定スケジュール（予定）

No.	内容	期間
1	募集開始（市ホームページに掲載）	令和6年 11 月 8 日（金）
2	質問受付（電子メールにて）	令和6年 11 月 14 日（木）17 時まで
3	質問の回答（市ホームページ掲載）	令和6年 11 月 15 日（金）17 時まで
4	プロポーザル参加申込	令和6年 11 月 19 日（火）17 時まで
5	プロポーザル参加承認（電子メールにて）	令和6年 11 月 21 日（木）15 時まで
6	企画提案書等の提出	令和6年 12 月 2 日（月）17 時必着
7	選考会（プレゼンテーション）	令和6年 12 月 12 日（木）予定
8	審査結果の通知	令和6年 12 月中旬予定
9	契約締結	令和6年 12 月下旬予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

質問の際には、送付件名に「【質問】沼津市戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館移転整備基本計画策定業務委託契約候補者選定に係るプロポーザルについて」と明記すること。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

※ 質問書の提出時には、必ず電話により着信確認を行うこと。

※ 質問内容は簡潔な文章とすること。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。

ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)(7)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式3)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 1部(様式1)

(2) 同種又は類似業務実績表 1部(様式2)

同種業務実績を優先的に記載することとするが、類似業務実績についても、その経験やノウハウが本業務に生かせると判断したものについては、記載することを妨げない。記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料(契約書・仕様書・展示面積根拠となる図面等の写し)を添付すること。

(3) 会社概要 1部(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)

(4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部(様式4)

(5) 登記簿謄本等 法人登記している場合は履歴事項全部証明書(写)、個人事業者の場合は代表者身分証明書(写) 1部(申込日から3か月以内に発行されたもの)

(6) 財務諸表 1部(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)

(7) 納税証明書 1部(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。)

ア 沼津市法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)

イ 沼津市固定資産税納税証明書(昨年度のもの)

ウ 国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)

(ア) 法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

(イ) 個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

※ 提出書類に不備があった際は、補正を求めることがある。その場合は、別途指示する期間内に補正後の書類を提出すること。

8 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会(プレゼンテーション・ヒアリング)の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時まで「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)する。

- ア 企画提案書提出届(様式5)
- イ 企画提案書(様式自由)
- ウ 工程表(様式自由)
- エ 実施体制調書(様式6)
- オ 見積書(様式自由、押印不要)

(2) 企画提案書等の規格(不備がある場合は、一切受け付けない。)

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ア 「(1)提出書類」のうち、イ～オについては、すべて自社名を入れず(入っている場合は受け付けない)、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- イ 「(1)提出書類」は、日本産業規格A4片面で作成する。このうち、アについては1部提出し、イ～オについては、この順に左綴じしたものを1部とし、これを8部提出する。

(3) その他、注意事項

- ア 企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き3ページ以内で作成すること。
- イ 見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ウ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- エ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- オ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。

10 提案する内容

別紙「沼津市戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館移転整備基本計画策定業務委託 公募仕様書」の「4 業務内容(1)基本計画の策定」に示す部分について、提案を行うこと。

11 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「沼津市戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館移転整備基本計画策定業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。

ただし、合計点数の平均が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

(3) 選考会(プレゼンテーション)

発表時間等は1参加者につき 20 分程度(質疑含む)を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。

なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。

プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、速やかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。

なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めるとき

14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、速やかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。

なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めるとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認しておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款(PDF)」)

15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書(実施体制、連絡体制、工程など)を作成し、市の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

(1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。

ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

(1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿(業者名簿)に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1)企画提案力	ア 本業務への理解度、実施方針	5	50
	イ 現博物館の特徴、現況及び戸田地区の地域特性の理解	5	
	ウ 基本計画策定の考え方等	20	
	エ 本事業を実施していく上での独自の視点及び提案	20	
(2)業務遂行能力	オ 同種又は類似業務の実績	15	50
	カ 配置予定者の専門性	10	
	キ 業務推進体制(事業を円滑に進められるような体制及び委託者と綿密な意思疎通が図れる体制)	20	
	ク 業務スケジュール	5	
		100/100	

ただし、合計点数の平均が 60 点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。